

# 告示

## 埼玉県告示第八百二号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和元年埼玉県告示第六百十九号により指定した区域の指定を次のとおり一部解除する。

令和二年七月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域  
別図のとおり（埼玉県児玉郡上里町大字七本木字三田三千四百六十一番一の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
六価クロム化合物、水銀及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置  
基準不適合土壌の掘削による除去

地番：埼玉県児玉郡上里町大字七本木字三田

